

## 1 基本法第12条関係（損害賠償の請求についての援助等）

その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備

その他損害賠償請求に関する援助

（及びについて）

警察では、

- ・ 損害賠償請求制度の概要
- ・ 弁護士会の紹介

等を、「被害者の手引」と呼ばれる冊子に盛り込み、これを被害者に交付し、又はこれに基づき教示することにより、被害者が加害者側に損害賠償請求を行うに当たって、その一助となるように努めている。

特に、暴力団犯罪の被害者については、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、被害者からの申出に基づいて、

- ・ 暴力団員への連絡や連絡先の教示
- ・ 被害回復交渉についての助言
- ・ 被害回復交渉を行う場所としての警察施設の提供

を行うとともに、被害者が暴力団を相手とする損害賠償請求等の民事訴訟を提起するに当たっては、訴訟関係者の保護対策、暴力団情報の提供等を実施するなど、暴力団犯罪による被害の回復を支援している。

今後、日本司法支援センターが、各都道府県において犯罪被害者への情報提供等の業務を開始（来年秋目途）した際は、同センターと連携を強化するなど、より一層の被害回復支援に努めて参りたい。

## 1 基本法第13条関係（給付金の支給に係る制度の充実等）

犯罪被害給付制度における給付金額の増加、給付対象の拡大、年金方式による支給等制度の充実

医療費、介護費、遺体搬送費、葬儀費用及び通院のための交通費等の補償制度の創設

について

犯罪被害給付制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするもので、昭和56年の制度施行以来、犯罪被害の軽減に重要な役割を果たしてきたものと認識。

犯罪被害者等給付金は、過去4回にわたり、物価水準等を考慮して給付金額の引き上げが行われてきたが、特に平成13年の改正においては、

給付基礎額の引上げ

重傷病給付金の創設

障害給付金の給付対象となる障害等級の拡大

等制度の大幅な拡充がなされ、被害者の精神的、経済的打撃の緩和の点で、更に有効なものとなったところ。

今後とも、同制度の周知徹底、迅速な裁定等運用面の改善を図るとともに、物価水準や賃金水準の動向等を見極めつつ、給付水準の見直し等を図って参る所存。

なお、犯罪被害給付制度は、犯罪被害者が犯罪被害を受けた後の一時的な経済的困窮や負担を早期に軽減することを目的として、長期的な経済的支援や福祉上の支援を必要とする場合は、既存の社会保障制度や福祉制度等に橋渡しをしていく、という基本的考え方に基づいて制度全体が設計されており、犯罪被害者へ何らかの形で年金を支給することについては、そのニーズを踏まえつつ、犯罪被害者に関する社会保障制度や福祉制度全体の在り方を議論する中で検討されるべきものとする。

について

犯罪被害者等給付金は、一部の国で採用されているような犯罪被害によって生じた損失（実費）を仔細に積み上げて、これを補填するため支給される性格のものではなく、犯罪被害によって生じた様々な損失による経済的負担の軽減を図るために、使途を問わず支給される見舞金的な性格を有する給付金である。

このため、葬儀費用及び交通費等犯罪被害によって生じる様々な実費については、観念的には犯罪被害者等給付金によって補填されているものであると見え、犯罪被害者等給付金に付加して給付することは適当ではないと考える。

他方、医療費については、平成13年の犯罪被害給付制度の改正により、重大な犯罪被害を受けた者として、犯罪により重傷病（加療1ヶ月以上かつ14日以上入院を要する傷病）を負った被害者を給付対象とするとともに、その経済的負担軽減のため、このような被害者が共通して負担を余儀なくされる保険診療の自己負担分を、3ヶ月を限度として支給する重傷病給付金制度が創設され、同年7月から実施されているところ。

また、介護費用については、で述べたと同様、犯罪被害者のニーズを踏まえつつ、犯罪被害者に関する社会保障制度や福祉制度全体の在り方を議論する中で検討されるべきものとする。

なお、遺体搬送費については、犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置しているところ（国が一部補助）であり、今後も、本制度の積極的な推進を図っていく所存。

# 犯罪被害給付制度の概要

(平成13年7月1日改正)

被害者が大きなけがを受けた場合

被害者に障害が残った場合

被害者が死亡した場合

医療費の自己負担相当額

(3か月を限度)

**新設**

**重傷病給付金**

重傷病(加療1月以上かつ14日以上  
の入院)を受けた場合

**遺族給付金**

被害者が死亡前に療養  
を要した場合、療養について  
の被害者負担額も支給

支給額(最高額～最低額)  
1,573万円～320万円

**拡大** **障害給付金**

1級～14級に支給  
(旧制度1～4級)

支給額(最高額～最低額)  
1,849.2万円～18万円

被害者本人

被害者本人

遺族

## 障害給付金の支給範囲の拡大

<改正前>

障害等級	例
第1級	両眼の失明
第2級	両腕を手首より上で喪失
第3級	言語の機能の喪失
第4級	両耳の聴力の喪失



<改正後>

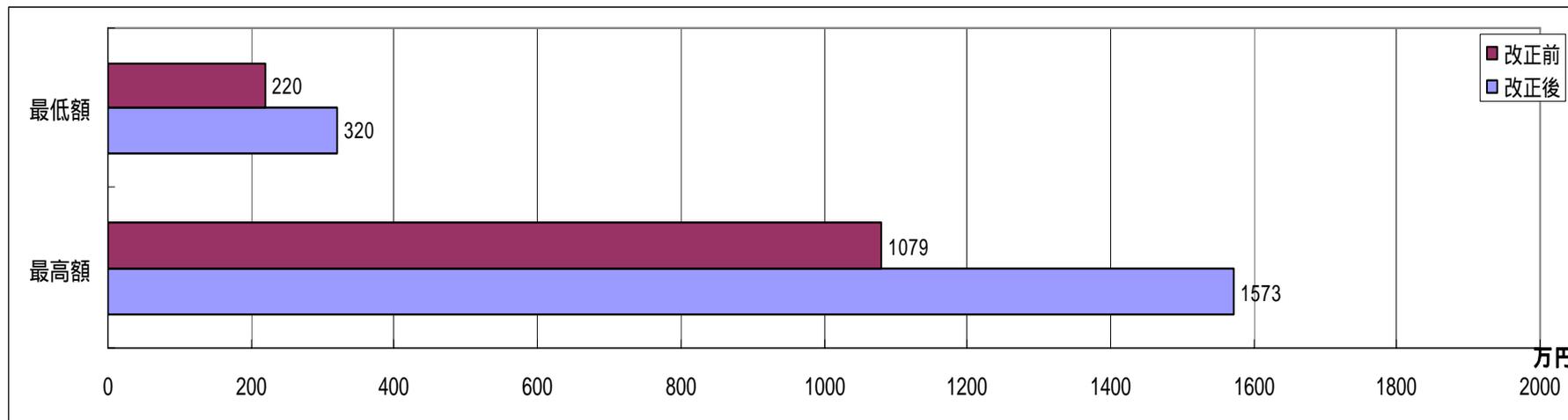
障害等級	例
第1級	従来通り
〜	
〜	
第4級	
第5級	片手又は片足の機能の全廃
第8級	
第11級	片眼の失明
第14級	
第11級	片手の示指、中指又は薬指の喪失
第14級	
第14級	片手の母指以外の手指の上の関節が曲がらなくなったもの

追加部分



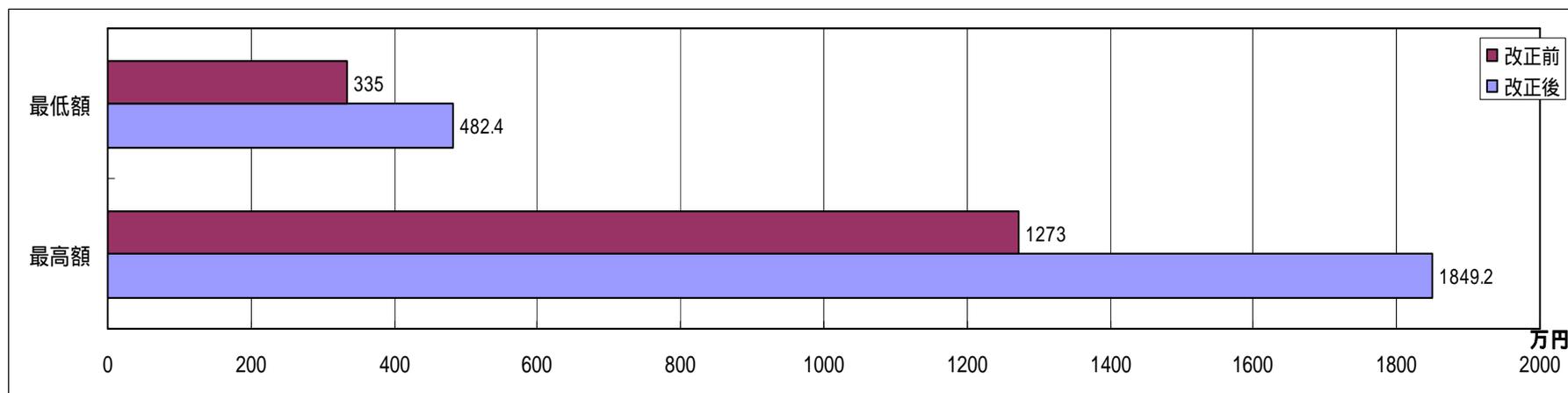
# 犯罪被害者等給付金の引上げ

## 1 遺族給付金



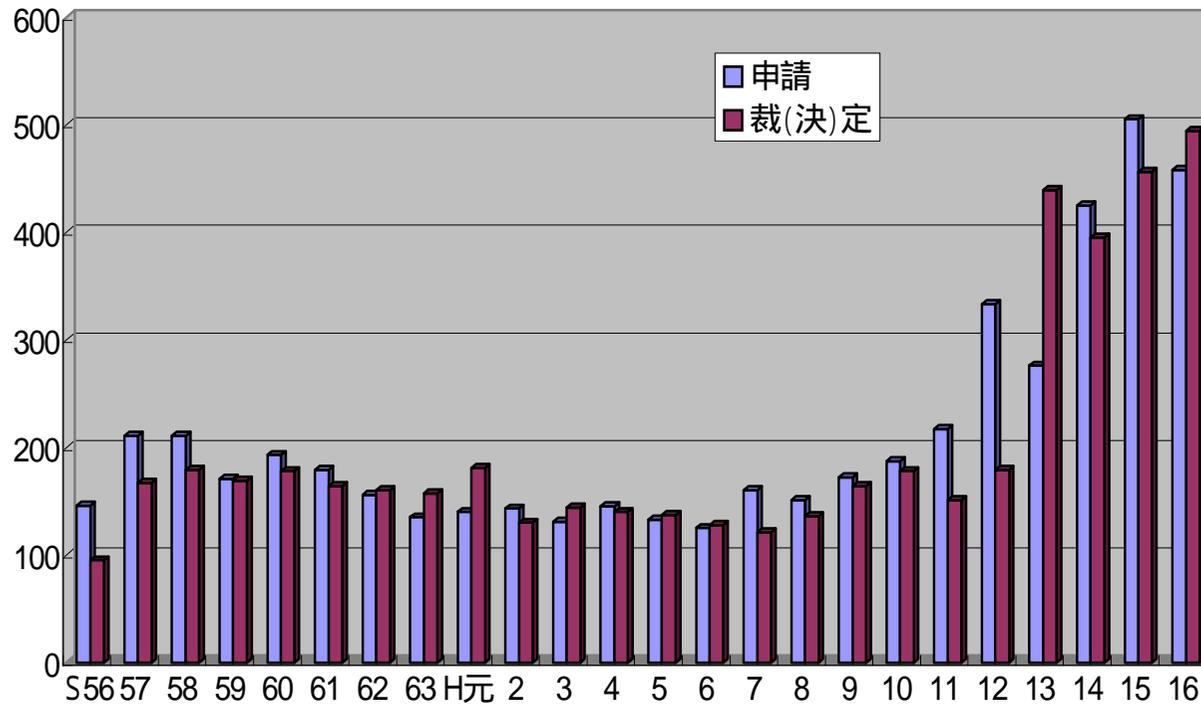
なお、改正後の遺族給付金については、被害者が死亡前に療養を要した場合は、さらに療養についての被害者負担額も支給されることとなる。

## 2 障害給付金(障害等級第1級)



## 犯罪被害者等給付金の支給申請及び裁(決)定の推移

	S56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	累計
申 請	146	211	211	171	193	179	156	135	140	143	131	145	133	125	160	151	172	187	217	333	276	425	505	458	5,103
裁(決)定	95	167	179	169	178	164	160	157	181	130	144	140	137	128	121	136	164	178	151	179	439	395	456	494	4,842



## これまでの運用実績(平成16年12月末現在)

被害者数 5,018人  
(申請者数 7,553人)

支給被害者数 4,448人  
(裁定・決定者数 6,738人)

支給裁定額 約154億200万円

制度発足以来の一被害者当たりの平均支給額  
約348万円

(遺族給付金 約372万円、重傷病給付金 約15万円、障害給付金 約380万円)

## 9・11米同時多発テロ被害者遺族への補償について

### 1 法的根拠

2001年9月22日制定の「航空運輸の安全及び安定化法」( Air Transportation Safety and System Stabilization Act ) に規定された「9月11日被害者補償基金」( September 11th Victim Compensation Fund of 2001 ) に根拠をもつ。

### 2 趣旨

遺族等に対しアメリカ合衆国の名の下に最大限の気持ちを表し、あわせて、長期にわたり費用負担も強い訴訟手続を経ることなく補償を実施するための制度。

### 3 所管

司法省のもとに上記基金を統括する特命長官 ( Special Master ) が司法長官から指名され、当該特命長官に付与された強大な権限と裁量に基づき運用。

### 4 財源

連邦予算( ただし法律上は寄付も受け付けることとなっているが実際は少額 )

### 5 枠組み

- ・上記法に基づき、特命長官が制定する規則により支給。
- ・仮補償額は、申請された年収に、年齢 ( 平均勤続年数 )、税負担、個人支出、平均賃上げ率、扶養家族数等を考慮した式に基づき算出。調整前の最低額は、扶養家族なしで30万ドル ( 約3150万円 )、扶養家族ありで50万ドル ( 約5250万円 )。
- ・上記仮補償額から他の公的給付及び任意保険等によって得られる金額 ( 調整額 ) を引いたものが支給補償額。ただし、調整額には寄付の分配金は含まれない。
- ・上記仮補償額には、非経済的損失 ( 苦痛等に対する慰謝料 ) 25万ドル ( 約2600万円 ) が含まれており、調整により支給補償額が25万ドルを下回った場合においても、25万ドルは支給。

### 6 支給実績

- ・遺族からの2880件の申請に対し、支給総額は、約60億ドル ( 約6300億円 )、申請1件あたりの平均支給額は2億1800万円。
- ・1件あたりの最高支給額は710万ドル ( 約7億5千万円 )、最低支給額は25万ドル ( 約2600万円 )。
- ・調整額の最高額は987万ドル ( 約10億4千万円 )、最低額は0ドル。

### 7 その他

当該基金は、1のとおり、航空業界を援助する法律 ( 総額で150億ドルの援助 ) の中に組み込まれ、当該基金に補償申請をすると航空会社への訴訟提起を放棄することとなっており、同時テロにより危機に陥った航空業界を援助する色彩が極めて強いことが特色。

## 犯罪被害者に対する補償制度

	日本(2004)	アメリカ(2003)	カナダ(2002)	イギリス(2002)	フランス(2002)	ドイツ(2003)
制度の趣旨	社会連帯共助の精神に基づく見舞金的給付	労災補償的給付(州単位)	労災補償的給付(州単位、一部の州で制度無し。)	同情と連帯共助の精神からの補償	連帯の精神からの補償	犯罪を防ぐことができなかった国家の責任
全	申請(裁定)数	494件	226,252件	10,874件	81,167件	15,617件
	支給数	445件	171,912件	約7,600件(1)	42,283件	14,964件
	支給額	12億4,000万円	477億4,700万円	63億5,400万円	414億9,400万円	260億2,600万円
体	支給1件当たりの額	279万円	28万円	84万円	98万円	174万円
	支給数	226件			1,156件	
	支給額	10億4,300万円	調査中	調査中	25億2,900万円	調査中
遺族	支給1件当たりの額	462万円			219万円	
支給対象となる傷病等	死亡、障害(障害等級第1級~第14級)、重傷病(加療1月かつ入院14日間以上)	医療費や逸失利益などの経済的損失	医療費や逸失利益などの経済的損失	傷病(全治6週間以上)、医療費や逸失利益などの経済的損失	犯罪により発生した一切の被害	死亡、障害、医療費や逸失利益などの経済的損失
制度上の支給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族給付金 320万~1,573万円</li> <li>障害給付金 18万~1,849万円</li> <li>重傷病給付金 保険診療の自己負担分(加療1月かつ入院14日間以上の場合に限る。)</li> </ul>	<p>多くの州において1件当たりの支払総額は110万~275万円だが、それ以上や医療費について上限無しという州もあり。なお、すべての州において、医療費、カウンセリング費用、就労不能による逸失利益、殺人被害者の被扶養者の生活費及び葬儀費が支給されるほかは、州によって補償対象が異なる(高齢者等に限定して財産犯に支給する場合等)。</p>	<p>1件当たりの支払総額は州によって異なり、17万~原則上限無し(犯罪の態様によっては上限を設けている。)。なお、多くの州において、医療費、就労不能による逸失利益、葬儀費用、交通費等が支給される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷害等級表による支給傷害の内容により1~25級(20万~5千万円)の区分により支給。死亡は10級(110万円)に該当。遺族が複数の場合13級(220万円)。</li> <li>上記のほか、就労能力喪失の場合の逸失利益、扶養手当、葬儀代等の支給がある。</li> </ul>	<p>被害者死亡、1月以上の就労不能の障害、性犯罪は制度上の上限無し。1月未満の就労不能の障害及び財産犯については、加害者が不特定又は支払能力がなく、被害者が一定年収以下かつ経済的に困窮している場合に約37万円を上限に支給される。なお、過失犯が含まれている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費の全額</li> <li>基礎年金</li> <li>障害度に基づいて10段階に分かれており、月額1.6万~8.4万円。</li> <li>所得調整年金</li> <li>被害前後の所得差額の42.5%を補償。</li> <li>その他、配偶者年金及び遺児年金制度あり。なお、支給8,483件のうち1,757件は継続的扶養給付(年金)が認められている。</li> </ul>
他給付等との調整	すべての給付金は加害者からの損害賠償が調整対象。遺族給付金、障害給付金は災害給付(ただし、国民年金、厚生年金等は除く。)、重傷病給付金は公的療養給付が調整対象。	(ニューヨーク州) 加害者からの損害賠償、強制保険による給付、公的基金、任意保険が調整対象。	(ブリティッシュ・コロンビア州) 公的年金以外の給付金、障害を負っている期間に雇用者から受け取る給付金、損害賠償等が調整対象。	傷害等級による給付には加害者からの損害賠償を除いて調整は無いが、その他の給付については、年金を含めたすべての公的給付のほか雇用者による任意保険等も調整対象。	強制加入の社会保険、国家賠償金、医療費等の還付金、就労不能期間に雇用者により支払われる賃金、その他、その犯罪を原因として給付され、又は給付されるべきあらゆる性質の補償が調整対象。	年金については、加害者からの損害賠償及び公的給付が調整対象。
財源	一般財源	罰金等(8割の州) 一般財源(2割の州) 上記に加え、連邦からの助成金あり。	一般財源、罰金等	一般財源	損害保険に課税(1契約につき約450円)	一般財源(連邦4割、州6割負担)
刑法犯認知件数(2)	244万件(1)	1,161万件(4.8)	236万件(0.9)	517万件(2.1)	377万件(1.6)	626万件(2.6)
人口10万人当たりの認知件数	1,925件	4,125件	7,667件	9,961件	6,421件	7,625件
人口	1億2,693万人	2億8,141万人	3,075万人	5,191万人	5,874万人	8,216万人

(1) 全体支給数は裁定数の70%と記載の資料から推定。(2) 刑法犯認知件数及び人口は各国とも2000年の統計。

平成 17 年 5 月 16 日

内閣府犯罪被害者等施策推進室 殿

警 察 庁

第 2 回犯罪被害者等基本計画検討会における検討資料の提出について

みだしの件について、別紙のとおり回答します。

記

平成 17 年度警察庁予算では、被留置者食糧費、被留置者医療委託費等の留置場に要する経費として 642,275 千円が都道府県警察に対する補助金として計上されている。